



発行
東京都

目次

73

告示（選）

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における候補者の選挙運動に関する支出制限額……………一

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十七条の規定により、令和二年七月五日執行の東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和二年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 支出制限額

大田区選挙区 一〇、三四七、二〇〇円

北区選挙区 一一、九五七、七〇〇円

日野市選挙区 一〇、三六五、二〇〇円
北多摩第三選挙区 一一、三五五、二〇〇円



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

